

2014年競泳競技規則の改定点

| | | 2014年(改定後) | 2013年(改定前) |
|------------|----------|--|--|
| 第1条 競技会の運営 | 1 | 競技会の審判長、副審判長、泳法審判員および出発合図員は、(公財)日本水泳連盟の公認競泳審判員によって構成されるものとし、そのうち審判長は、A級またはB級審判員、でなければならない。 | 競技会の審判長、副審判長、泳法審判員および出発合図員は、(公財)日本水泳連盟の公認競泳審判員および公認競技役員によって構成されるものとし、そのうち審判長は、A級またはB級審判員、もしくは、上級または第一種公認競技役員でなければならない。 |
| | 3 | 審判長 2名(副審判長) 出発合図員 2名 また必要に応じて、役員数を変更することができる。 | 審判長 1名 出発合図員 1名 また必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員をおくことができる。 |
| | 4 | 1名の計時主任と1コースの1名以上の計時員と2名の予備計時員をおかなければならない。 | 計時主任と各コースの1名以上の計時員および2名の予備計時員をおかなければならない。 |
| | 第2条 競技役員 | 1 | 審判長 |
| | (1) | 審判長は全ての競技役員に対して統轄権を持ち、その割り当てを承認し、競技に係る全ての運営や規則について指示をする。本協会の競泳競技規則(以下「競技規則」という)と決定事項を施行し、実際の競技会運営に関する問題点について解決する。また、競技規則に定めがない場合も同様に最終決定を下す。 | 競技者および競技役員に対し完全なる統轄権を持ち、本協会の競泳競技規則(以下「競技規則」という)を完全に施行し、競技会の運営にあたっては全ての事項について最終決定を下す。また、競技規則に定めがない場合も同様に最終決定を下す。 |
| | (2) | 競技規則を遵守し、競技のいずれの段階においても介入する権限を持つ。競技に関する抗議について裁定役を果たす。 | 競技規則に違反の疑いのあるときは、いずれの段階においても競技に介入する権限を持つ。 競技開始前および競技中に起こった事柄に関する抗議について、裁定の手配をする。 |
| | (3) | 競技役員が競技会運営の各役職に全てについていることを確認する。欠席者、任務の遂行が不可能になった者、不適当と思われる者の交代を命じ、必要に応じて競技役員の補充や交代を命ずることができる。 | 競技役員の各役職およびその主任を任命し、その職務の分担や指示を与え、競技の運営が公正かつ円滑に行われるようにする。なお、必要に応じて競技役員の補充や交代を命ずることができる。 |
| | (4) | レースの開始は、 | 全ての競技役員と競技者が所定の位置についていることを確認してから競技開始を告げる合図を行う。 |
| | ③ | 競技者と競技役員がスタートの準備ができたなら、片腕を水平に伸ばすことにより、出発合図員にスタートを委ねる。 | ③ 次に出発合図員には、片腕を水平に伸ばすことにより、競技者と競技役員の用意が出来次第、出発合図を行ってもよいという動作を示す。水平に伸ばした片腕は、出発の合図が発せられるまでその状態を保持する。 |
| | (5) | 審判長自身が監察したり、他の審判によって報告された違反について失格にすることができる。全ての失格処分決定は、審判長が行う。 | 競技の進行中、競技役員からの全ての報告や意見具申について、最終決定を下す。全ての失格処分決定は、審判長が行う。 ① 審判長自身が違反を監察した場合、または折返し監察主任・泳法審判員から違反のあった旨の報告を受けた場合に、最終決定を下す。 ② 出発に際し、スタートを遅らせたり、故意に規則に従わなかったり、他の不正行為があった旨出発合図員から報告を受けた場合は、最終決定を下す。 |

| | | |
|---|--|--|
| | | 本協会が認めた全自動装置および半自動装置の使用について、その統轄権を持つ。 |
| 2 | 機械審判 | |
| | (3) 引継ぎ記録の確認、および引継ぎ違反を審判長に報告する。 | リレーメンバーの交代、引継ぎ違反の審判長への報告について責任を持つ。 |
| | (4) 競技者の棄権、公式様式への記入結果、樹立された全ての新記録を一覧表にする。必要あれば管理する。 | 競技者の棄権、公式様式への記入結果、樹立された全ての新記録確立の確定リスト、および得点を整理し、管理しなければならない。 |
| 3 | 出発合図員 | |
| | (2) 競技者が故意に出発の準備を遅らせたり、スタートの際の不行跡に対して指示に従わなかった場合は、審判長に報告する。但し、そのような行為に対する失格の決定は審判長が行う。 | 審判長から競技開始の合図があった後、競技者が故意に出発の準備を遅らせたり、指示に従わなかった場合、また不行跡な行為があった場合は、審判長に報告する。 |
| | (4) 競技を開始するときはプールのスタート側からおおよそ5m以内に位置し、計時員が出発の信号合図を見て聞くことができ、競技者が完全に信号音を聞くことができるようにする。 | 競技を開始するときの位置は、計時員が出発の信号合図を見て聞くことができ、競技者が完全に信号音を聞くことができるプールのスタート側から5m以内の位置で、かつ、出発合図員が競技者を見渡すことができる位置とする。 |
| 4 | 招集員 | |
| | (1) 競技に先立ち、競技者の確認または点呼を行う。 | 競技順序に基づいて、競技者の確認または点呼を行い、競技に支障のないようにする。また、確認または点呼の際競技者が不在の場合は、審判長に報告する。 |
| | (2) 競技者の水着等を点検し違反があった場合、点呼の際に競技者が不在の場合は審判長に報告する。 | 競技に先立ち、競技者の水着等を点検し、違反があった場合は審判長に報告する。 |
| 5 | 折返し監察主任 | |
| | (1) 競技中に折返し監察員がその任務を十分に果たしているかを確認する。 | 折返し監察員に、それぞれの位置と任務を指示する。 |
| | 削除 | 競技中自らも監察するとともに、監察員がその任務を十分に果たしているかを確認する。 |
| | (2) どのような違反でも、折返し監察員から報告を受けたら、直ちに審判長に報告する。 | どのような違反でも、折返し監察員から報告を受けたら、直ちに審判長に報告し、審判用紙を提出しなければならない。 |
| 6 | 折返し監察員 | |
| | (1) 各コースのスタート側と折返し側にそれぞれ位置する。 | スタート側と折返し側にそれぞれ位置する。 |
| | (2) 泳者が折返しの際、壁へのタッチ前の最後の一かきの始まりから、折返し後の最初の一かきの終了まで、競技規則に従って行っているか監察する。また、スタート側に位置する監察員は、泳者がスタートから最初の一かきの終了まで競技規則に従っているかを監察する。ゴールに際しては、タッチが競技規則に従っているかを監察する。 | 競技者が折返しの際、壁へのタッチ前の最後の一かきの始まりから、折返し後最初の一かきの終了まで、競技規則に従って行っているか否かを併せて監察する。また、スタート側に位置する監察員は、競技者がスタートから最初の一かきの終了まで競技規則に従っているか否かを監察する。ゴールに際しては、タッチが競技規則に従っているか否かを監察する。 なお、全自動装置を使用している場合は、折返しおよびゴールタッチがタッチ板の有効面内に行われたかを確認する。 |

| | | | | |
|-----|--------|---|--|--|
| | | (3) 800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側折返し監察員が、その担当コースの泳者が完了した回数を記録し、800m自由形の場合は400mのとき、1500m自由形においては500mおよび1000mのときに泳いだ距離を音声で伝える。 | 800mおよび1500mの個人競技においては、プールの折返し側の監察員が、その担当コースの競技者が完了した回数を記録する。競技者には、「ラップカード」を見せながら残りの折返し数を知らせる。水中で表示されるものを含めて、電子式装置を使用してもよい。「ラップカード」や電子式表示装置を使用していない場合は、スタート側折返し監察員が、その担当コースの競技者が完了した回数を記録し、800m自由形の場合は400mのとき、1500m自由形においては500mおよび1000mのときに泳いだ距離を音声で伝える。 | |
| | | (4) 400m自由形、800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側の最終折返し約5m前に泳者が達したときから折返し後5mに達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は、振鈴によって行 | 800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側の最終折返し約5m前に競技者が達したときから折返し後5mに達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は、振鈴によって行う。 | |
| | | (7) 泳者の違反を監察した場合は、審判長に報告できるよう、審判用紙に種目・コース・違反の内容等を記入し、署名の上、折返し監察主任に提出する。 | 競技者の違反を監察した場合は折返し監察主任に報告し、審判用紙に種目・コース・違反の内容等を記入し、署名の上、提出する。 | |
| | 8 | 計時主任 | | |
| | | (3) 半自動装置を使用する競技会においては、1コースにつき1名以上の計時員を配置する。また、計時員の時計が途中で故障する場合を考慮して予備の計時員を2名配置する。時計の故障等があった場合は、予備の計時員との交代を指示する。 | 半自動装置を使用する競技会においては、1コースにつき1名以上の計時員を配置する。また、計時員の時計が途中で故障する場合を考慮して予備の計時員を2名配置する。 | |
| | | (4) 計時主任は、各組の先頭泳者の時間を記録する。 | 追記 | |
| | 9 | 計時員 | | |
| | | (1) 第11条に従って、時間を計測する。 | 割り当てられたコースの競技者が競技に要した時間を計測する。使用される時計は、本協会または主催団体によって完全に調整されたものとする。 | |
| | | (3) 競技終了後、速やかに計測結果を計時用紙に書き留め、計時主任に提示する。求められたときは時計を提示する。審判長が次の競技を開始するためのホイッスルを短く吹くと同時に時計を戻さなければならない。 | それぞれのコースで競技が終了した後、時計は止めたままにしておき、計時主任からの点検の要求に応じて提示する。審判長が次の競技を通知するためにホイッスルを短く吹くと同時に時計を戻さなければならない。 | |
| 第3条 | 競技の組合せ | 1 | デッキシーディングを除き、全ての競泳競技の組分けは、年長の年齢区分から、同年齢区分ではエントリータイム（以下「記録」という）の遅い者（チーム）から事前に行われる。（MSW3.7）競技会の規模により年齢区分に関わらず記録の遅い者から行うこともできるが、事前に公表すること。デッキシーディングの組分けは、リレー種目を除き、年齢区分に関わらず記録の遅い者から行うことができる。 | デッキシーディングを除き、全ての競泳競技の組分けは、年長の年齢区分から、同年齢区分では記録の遅い者（チーム）から事前に行われる。（MSW3.7）競技会の規模により年齢区分に関わらず記録の遅い者から行うこともできるが、事前に公表すること。デッキシーディングの組分けは、リレー種目を除き、年齢区分に関わらず記録の遅い者から行われる。 |
| | | 4 | (1) 長水路（50m）プールにおける50m競技および短水路（25m）プールにおける25m競技を除き、コースナンバーは、スタート側からプールに向かって右端を第1コースとする。ただし、10コースを使用する場合は、第0コースとすることができる。 | 長水路プールにおける50m競技および短水路プールにおける25m競技を除き、コースナンバーは、スタート側からプールに向かって右端を第1コースとする。 |

| | | | | |
|---------|---|--|--|---|
| 第4条 出発 | 1 | (1) | 水中からスタートする競技者は、 速やかに プールに入り少なくとも片方の手でスターティンググリップを持ち両足をプール壁に付ける。 | 水中からスタートする競技者は、プールに入り少なくとも片方の手でスターティンググリップを持ち両足をプール壁に付ける。 |
| | | (3) | 全ての競技者が静止したら 、出発合図員はスタートの合図をする。 | 競技者が静止したとき、出発合図員はスタートの合図を行う。 |
| | 2 | (2) | 2回目の長いホイッスルによって 故意に 遅らせることなくスタートの位置につく。 | 2回目の長いホイッスルによってむやみに遅らせることなくスタートの位置につく。 |
| | | (4) | 全ての競技者が 静止したら 、出発合図員はスタートの合図をする。 | 全ての競技者が静止したとき、出発合図員はスタートの合図を行う。 |
| | | 重複（第10条10, 21）のため削除 | 競技者の過ちが、競技役員によってもたらされた場合は、審判長はこれを取り消し、再出発を行う。 | |
| 第6条 背泳ぎ | 1 | 出発合図が発せられる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを 持っていない なければならない。プールのへり、タッチ板の上端 および 排水溝の縁に 足や足の指を かけてはならない。 | 出発の合図が発せられる前に競技者は水中でスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持つ。つま先を含む足の位置は、水面の上下いずれに位置してもよいが、プールのへり、タッチ板の上溝、排水溝より上に足の指が出てはならない。 | |
| | 2 | 折返しの動作中を除き、競技中は常に仰向けの姿勢で泳がなければならない。仰向けの姿勢とは、頭部を除き、肩の回転角度が、水面に対し90度未満であることをいう。 | 出発の合図または折返し後、競技者は第5項の折返しの動作中を除き、常に仰向けの姿勢で泳がなければならない。仰向けの姿勢とは、頭部を除き、肩の回転角度が、水面に対し90度未満であることをいう。 | |
| | 3 | 競技中は、泳者の身体の一部が常に水面上に出ているなければならない。 折返しの間、およびスタート後 、折返し後の壁から15m以内の距離では、身体は完全に水没していてもよいが、壁から15mの地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。 | 競技中は、泳者の身体の一部が常に水面上に出ているなければならない。折返しの間、 ゴールの時 およびスタート・折返し後の壁から15m以内の距離では、身体は完全に水没していてもよいが、壁から15mの地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。 | |
| | 4 | 折返しを行っている間に泳者の身体の一部が自分のコースの壁に触れなければならない。 折返しの動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになってもよく、その後は連続動作として速やかに 行う片腕のかきあるいは同時の両腕のかきを折返しの初期動作として使用することができる。壁に手でタッチをして折返す場合は、壁に手がついた後に 折返しの動作が開始されるので、壁に身体の一部が触れるまで仰向けの姿勢を維持しなければならない 。足が壁から離れたときには、仰向けの姿勢に戻っていないなければならない。 | 折返しを行っている間に泳者の身体の一部が自分のコースの壁に触れなければならない。折返しの動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになってもよく、その後は一連の動作としての片腕のかきあるいは同時の両腕のかきを、折返しの初期の動作に使用することができる。折返しの動作中とは、折返しのために肩が水面に対し90度を越えたときまたは身体の一部が壁に触れたときから、足が壁から離れるまでのことをいう。足が壁から離れたときには、仰向けの姿勢に戻っていないなければならない。 | |
| 第7条 平泳ぎ | 1 | スタートおよび折返し後の一かき目は、完全に脚のところまで 持って行くことができる 。その間競技者は水没状態であってもよい。最初の一かきをしている間に、次の平泳ぎのけりにつながる バタフライキックが1回許される 。 | スタートおよび折返し後の一かき目は、完全に脚のところまで行うことができ、この間、競技者は水没状態であってもよい。最初の一かきをしている間に、次の平泳ぎのけりにつながる 一回のバタフライキックは許される 。 | |

| | | | |
|-----------|--|---|--|
| 2 | <p>スタートと折返しの後の最初の一かきの始まりから、身体はうつ伏せでなければならない。いかなる時でも仰向けになつてはならないが、壁に手がついた後の折返し動作中はうつ伏せ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れたときは、うつ伏せ状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の足のけりをこの順序で行う組合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行われなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行われなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行われなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行われなければならない。</p> | <p>スタートと折返しの後の最初の一かきの始まりから、身体はうつ伏せでなければならない。いかなる時でも仰向けになつてはならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の足のけりをこの順序で行う組合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行われなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行われなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行われなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称に行われなければならない。</p> | |
| 4 | <p>泳ぎの各サイクルの間に頭の一部が水面上に出なければならない。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出なければならない。両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならない。交互に動かしてはならない。</p> | <p>競技中は、泳ぎのサイクルの間に頭の一部が水面上に出なければならない。頭の一部が水面上に出るということは、頭の一部が完全に水面より上に位置し、かつ空気に触れることをいう。頭頂部が波をかぶっている状態は認められない。スタートおよび折返し後の二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出なければならない。両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならない。交互に動かしてはならない。</p> | |
| 5 | <p>両足は、推進力を得る際は外側に向かわなければならない。交互に動かすことや下方へのバタフライキックは第1項の場合を除いて許されない。足が水面より出るとは、下方へのバタフライキックでない限り許される。</p> | <p>両足のけりは、後方の外側に向かわなければならない。あおり足、バタ足および下方へのバタフライキックは第1項の場合を除いていかなる場合も許されない。足が水面より出るとは、下方へのバタフライキックでない限り違反とはならない。</p> | |
| 6 | <p>折返しおよびゴールタッチは、両手が同時にかつ離れた状態で行わなければならない。タッチは水面の上下どちらでもよい。折返しおよびゴールタッチ直前は足のけりにつながらない腕のかきだけになつてもよい。最後のサイクルの間に頭が水面上に出れば、タッチ前の最後の一かきの後は頭が水没してもよい。</p> | <p>折返しおよびゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手同時に行わなければならない。タッチの前、最後の泳ぎのサイクルが完全または不完全な場合でも、頭の一部が水面上に出ること。動作後は頭が水没してもよい。</p> | |
| 第8条 パタフライ | 1 | <p>スタートおよび折返し後、最初の腕のかき始めから身体はうつ伏せでなければならない。水中でのサイドキックは許される。いかなる時も仰向けになつてはならないが、壁に手がついた後の折返し動作中はうつ伏せ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れたときには、うつ伏せ状態でなければならない。</p> | <p>スタートおよび折返し後、最初の腕のかき始めから身体はうつ伏せでなければならない。スタートおよび折返し後のサイドキックは認めるが、いかなる時も仰向けになつてはならない。</p> |
| | 2 | <p>競技中、両腕は水面の上を同時に前方へ運び、水中を同時に後方へ運ばなければならない。</p> | <p>第5項の場合を含め、競技中は両腕を水面の上を同時に前方へ運び、同時に後方へかかななければならない。</p> |
| | 4 | <p>折返しおよびゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わなければならない。</p> | <p>折返しおよびゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手同時に行わなければならない。</p> |

| | | | |
|----------|----|--|---|
| | 5 | 泳者はスタートおよび折返し後は、水面に浮き上がるため、水中での数回のキックと一かきが許される。スタートおよび折返しの後、身体は完全に水没していてもよいが、壁から15mの地点までに頭は水面上に出なければならない。また、次の折返しあるいはゴールまでは、1ストロークの動作中に身体の一部が水面上に出ることを条件に身体が完全に水没することは許される。ただし、水面に浮き上がるための水中での一かきおよび一けりを除き、水没した状態で泳法を行うことは許されない。 | スタートおよび折返しの後、身体は完全に水没していてもよいが、壁から15mの地点までに頭は水面上に出なければならない。次の折返しあるいはゴールまでは、1ストロークの動作中に身体の一部が水面上に出ることを条件に身体が完全に水没することは許される。ただし、水面に浮き上がるための水中での一かきおよび一けりを除き、水没した状態で泳法を行うことは認められない。 |
| 第9条 メドレー | 1 | 個人メドレーでは、競技者は次の順序によって泳がなければならない。 | 個人メドレーは、定められた距離を次の順序によって、泳がなければならない。 |
| | | それぞれの種目を定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。 | 各泳法は、定められた距離の4分の1ずつを占めなければならない。 |
| | 2 | メドレーリレーでは、各競技者は次の順序によって泳がなければならない。 | メドレーリレーは、定められた距離を次の順序によって、継泳しなければならない。 |
| | 3 | それぞれの種目はその泳法規則に従って泳ぎ、かつゴールしなければならない。 | 各区分では、それぞれの泳法の規則に従って泳ぎ、ゴールしなければならない。 |
| 第10条 競技 | 2 | 全ての個人競技は、男女別の種目でなければならない。 | 全ての個人種目は、男女別に行わなければならない。 |
| | 3 | 記録が公認されるためには、競技者は、単独で定められた全距離を泳ぎきらなければならない。 | 競技を全うするためには、競技者は、単独で定められた全距離を泳ぎきらなければならない。入選または入賞するためには、独泳のときでも定められている全距離を泳がなければならない。 |
| | 6 | 折返しの際は、選手は各泳法の規則に従い、プールの壁に身体の一部を接触させなければならない。折返しは壁で行わなければならない。プールの底を歩いたり、蹴ったりしてはならない。 | 折返しの際に、競技者は各泳法の規則に従い、プールの壁に身体の一部を接触させなければならない。折返しは壁で行わなければならない。プールの底を歩いたり、蹴ったりしてはならない。 |
| | 7 | 自由形競技またはメドレー競技の自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが歩くことは許されない。 | 自由形競技またはメドレー競技の自由形においては、プールの底に立つことは失格とならない。ただし、歩いたりしてはならない。 |
| | 10 | 競技者の過ちが競技役員によって引き起こされた場合は、その過ちは取り消される。 | 追記 |
| | 12 | 競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような仕掛け（たとえば、水かきのある手袋、手ひれ、フリップパー、フィン、パワーバンド、粘着性物質等）もしくは水着を使用したり、着用してはならない。ただし、ゴーグルは着用してもよい。審判長の承認が無ければ、身体上のいかなるテープも許されない。 | いかなる競技者も、ドーピング規定で禁止されている薬物を使用したり、競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような仕掛けもしくは水着（たとえば、水かきのある手袋、手ひれ、フィン等）を使用したり、着用してはならない。ただし、ゴーグルおよびスイミングキャップは着用してもよい。審判長の承認が無ければ、身体上のいかなるテープも許されない。 |
| | 13 | 競技中は、これから競技を行う競技者が審判長の指示（長いホイッスル等）で水に入った場合を除き、レースに参加していない競技者は競技中の全ての競技者が競技を終了する以前に水に入った場合、その競技者はその競技会における以後の出場資格を失う。 | 競技中は、正当なスタートによって水に入る競技者以外の者は、水に入ってはならない。これから競技を行う競技者が審判長の指示（長いホイッスル等）で水に入った場合を除き、競技中の全ての競技者が競技を終了する以前に水に入った場合、たとえこれから競技を行う競技者であっても、その競技者はその競技会における以後の出場資格を失う。 |

| | | | |
|----------|-------|---|--|
| | 17 | リレー競技においては、水中からスタートする競技者を除き、正当な順序に従ってスタートする競技者以外は、全てのチームの全ての競技者が競技を終了し、審判長が終了を認める以前に水に入ってはならない。違反した場合は、そのリレーチームは失格となる。第2泳者以降が水中からスタートする場合は、事前に審判長に申し出ること。 | リレー競技においては、水中からスタートする競技者を除き、正当な順序に従ってスタートする競技者以外は、全てのチームの全ての競技者が競技を終了し、審判長が終了を認める以前に水に入ってはならない。違反した場合は、そのリレーチームは失格となる。 |
| | 22 | ペースメーカーとなる装置の使用や、サイドコーチ等のペースメーカーとなるような行為をすることは許されない。 | プールサイドで、競技中の競技者にペースの誘導またはコーチをしてはならない。また、競技者はペースメーカーおよび類似する装置等を使用してはならない。 |
| 第13条 記録 | 7 | 世界記録・日本記録は、FINAが承認した水着を着用した競技者のみが樹立できる。 | 世界記録・日本記録は、FINAが許可した有効な承認水着を着用した競技者のみが樹立できる。 |
| 第14条 水着 | 1 | 競技会で着用できる水着等は、競技会開催日に本協会が公表している水着規定に準じる。 | 全ての競技会において競技者は本協会の定めに従った水着を着用しなくてはならない。 |
| | 2 | 水着、キャップ、ゴーグルは見苦しくないものでなければならない。また、人に不快感を与えるようなものをつけてはならない。 | 水着は、見苦しいもの、不謹慎な水着の着用を禁ずる。審判長は競技者の水着が透けているもの等、規定に当てはまらないときは、その競技者の出場をやめさせる。 |
| | 3 | 水着は透けていてはならない。キャップを2枚かぶることは許される。 | |
| | 4 | 審判長は、規則に反している水着等を着用した選手を参加させない権限を持つ。 | |
| 第16条 その他 | 1 (2) | 本協会の特別の承認がない限り、競技会申込み日までに本協会の個人登録が完了した競技者に限られていなければならない。競技者はチームの登録者で、国および地域等を代表することは認められない。 | |
| | (4) | ① プールの水は淡水であり、かつ、競技中は静水であること。 | ① 競技中は、静水であること。 |